

2012年6月21日

認定NPO法人取得等支援事業推進会議

NPO法人組織力アップ研修テキスト 正誤表

下記の通り、誤記がありましたので訂正いたします。

正誤箇所	第4章 57ページ 「⑤ 相続税・贈与税（国税）」の5行目
誤	いずれも個人から個人への財産の移転に対して、財産を受け取った側に課税する税金で、NPO法人が遺贈や贈与を受けても、原則として課税されることはありません。一部例外として、贈与を受けたNPO法人が、贈与者本人や贈与者親族に特別の経済的利益を与えるなど、贈与者の税負担を不当に減少させると認められる場合には課税されます。また、固定資産購入のための補助金・助成金・寄付金等の場合は課税されません。
正	いずれも個人から個人への財産の移転に対して、財産を受け取った側に課税する税金で、NPO法人が遺贈や贈与を受けても、原則として課税されることはありません。一部例外として、贈与を受けたNPO法人が、贈与者本人や贈与者親族に特別の経済的利益を与えるなど、贈与者の税負担を不当に減少させると認められる場合には課税されます。また、 <u>収益事業用資産の贈与を受けた場合は法人税が課税されますが、</u> 固定資産購入のための補助金・助成金・寄付金等の場合は課税されません。